

第1回文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会
世界文化遺産特別委員会議事録

1. 開催日 平成26年4月25日（金）13：40～15：30
2. 場所 旧文部省庁舎2階 第1会議室
3. 委員 稲葉委員，岡田委員，河野委員，小浦委員，佐藤禎一委員，佐藤信委員，
清水委員，中村委員，西村委員，吉田委員，渡辺委員
文化庁 河村次長，山下文化財部長，齋藤文化財鑑査官，高橋記念物課長，北山世界
文化遺産室長，西文化財調査官
- 4 議事内容
 - ※ 議題1は，規定により非公開。
 - ・ 委員長に西村委員，委員長代理に稲葉委員が選出された。

（傍聴者入室）

【西村委員長】

冒頭ですので，私の方から一言御挨拶をさせていただきたいと思ひます。

先ほどの互選により委員長に選ばれました西村です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

御承知のとおり，世界遺産一覧表，特に世界文化遺産というのは，世界の多様な文化を幅広く示すというリストであります。したがって，それに貢献するということは，世界の文化の多様性を示す，それもバランスよく示すということに，それぞれの国が知恵を絞って貢献しようという営みであって，ユネスコが作りました国際条約の中で一番支持を得ている非常に影響力の大きいものになってきていることは，皆さん御承知のとおりであります。その一覧表をより完全なものにするために，我々，一層努力していきたくと思ひますので，どうぞ御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは，議題に入りたいと思ひます。

議題の2番目，世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会の設置についてです。

事務局から，この点について御説明をお願ひいたしたいと思ひます。

【北山世界文化遺産室長】 ありがとうございます。

資料2を御覧ください。文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会の設置についてという資料でございます。

文化審議会として推薦を行う案件を選定するために，従来はワーキンググループを設けて検討いただいておりますが，今年度より，この特別委員会の下に小委員会を設けて，この小委員会でヒアリングに基づく審議を行っていただきたく，この設置に係る決定を行っていただくものでございます。

小委員会の設置の趣旨は，規定1にありますように，文化審議会として，世界文化遺産推薦候補を選定するに際して，今後2年以内の推薦を自治体が希望する案件につきまして，自治体からヒアリングを行って，推薦準備状況の審議を行うということになります。

調査審議事項は，規定2のとおりでございまして，委員につきましては，規定3の（1）

のとおり、特別委員会の委員長が指名をするということとしております。本日、小委員会の設置について御決定をいただきましたら、西村委員長に小委員会委員の御指名を頂き、小委員会を5月から6月にかけて実施していただきながら、この特別委員会において決定を頂きたいということを考えているところでございます。

今朝、一部報道で、長崎教会群を推薦する方針を固めたということが報道されておりましたが、今般、本年度の世界文化遺産推薦候補に関して方針を固めたという事実は、文化庁としてはございません。あくまでこの小委員会における審議等を経て、文化審議会において選定をしていただき、9月頃に恐らく行われることとなる世界遺産条約関係省庁連絡会議において決定が行われた後、明年の2月1日までに正式版推薦書を閣議了解のもとに提出するという手続になっておりますので、その点について御承知おきいただければと存じます。

以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

それでは、この件に関しまして、何か御質問等ありましたら発言いただければと思いませんけれども、いかがでしょうか。小委員会を設置するという案件ですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【西村委員長】 ありがとうございます。それでは、推薦候補選定小委員会の設置につきましては、案のとおり決定いたします。

では、資料2の3.(1)に基づきまして、推薦候補選定小委員会に属する委員につきましては、委員長が指名させていただきます。また、小委員会において推薦準備状況を聴取すべき案件についても、本日この後議題4にある世界遺産暫定一覧表記載資産の準備状況についての事務局からの説明を踏まえながら決定したいと思っております。

それでは、今期は第1回目の委員会であり、まず、世界遺産一覧表記載資産の保全状況につきまして、文化庁の方から説明をお願いしたいと思います。

【西調査官】 それでは、御説明いたします。

お配りしています資料3-2にそれぞれの自治体から御提出を頂いております報告書を添付しておりますけれども、時間の関係もございまして、今日は資料3-1に沿って、これら案件のうち、特に留意すべき動きのあったもの4件について、概略を御報告させていただきます。

まず、原爆ドームでございますが、地震動によって、建物が揺さぶられたときに建物がどういふふう具体的に揺れて、どこが壊れやすいかという調査を平成24年まで行った結果、部分的に力がかかって壊れる可能性があるという結果が出ております。ただ、2001年の芸予地震のときの被害状況等を考えますと、この結果自体が建物の実態をどこまで踏まえているか分からないということで、さらに、建物自体のコア抜き調査等をして調べるということにされておりました。これは前回御報告をしていた状況でございます。

その後、実際にコア抜き等の試験を行いましたところ、やはり耐震対策の必要性があるという結論になりましたので、今年度、来年度の2か年をかけまして、その耐震対策の設計と広範囲な建物の健全度調査を行う予定でございます。また、そのために足場をかけますので、これに併せて必要な塗装等の部分的な修理も行うという予定です。

なお、実際の耐震補強そのものは、この2か年のうち、来年度に実施される予定でございます。

続きまして、古都奈良の文化財でございます。

古都奈良の平城京跡の保全状況等につきましては、平成23年の第35回世界遺産委員会における議決に基づきまして、これに対する回答を世界遺産委員会に我が国の方から回答いたしました際に、文化庁、奈良県、奈良市及び関係機関が協力をして、平成27年1月までに包括的保存管理計画を策定すると表明をしております。これを受けまして、この準備のために、奈良市において「世界遺産『古都奈良の文化財』包括的保存管理計画策定アドバイザー会議」を設置して、計画策定に向けた作業を行っております。これは年内に基本的な取りまとめを行いまして、その後、翻訳等を行って提出をするというスケジュールを考えております。

それから、報道等で御存じかと思いますが、若草山におけるモノレールの設置についての話につきましては、名勝奈良公園の指定地の中で、かつ世界遺産としては緩衝地帯に含まれる地域におけるモノレールの設置が奈良県において検討されておりました。これにつきましては、文化庁といたしましては、奈良県に対して、景観等に負の影響が生じることがないよう慎重に対処すべきというお話を伝達しております。当然のことながら、名勝の範囲でもございますので、名勝としての価値の保全に支障がないということについても適切に対応していくことを今年の3月にユネスコ世界遺産センターに対して報告を行っております。

それから、紀伊山地の霊場と参詣道についてでございます。こちらは、もう数年前のことになりますが、平成23年9月の台風12号の被害により大きな被害を受けたわけですが、その直後に我が国からユネスコ世界遺産センターに対して、全体のOUVに対しては大きな影響は与えていないという報告を行っております。その後、必要な箇所調査、あるいは復旧作業等が鋭意進められておりますけれども、かなりの部分が既に復旧作業を終えて、参詣の道として使えるようになっております。現在なお復旧作業が行われている、あるいは今後行う予定については、表記をいたしました箇所が残っております。三重県につきましては、伊勢路・横垣峠道等、あるいは和歌山県については、中辺路・三越峠等、奈良県につきましては、一部、若干クラックが発見されております小辺路の一部といった部分が残っていて、これについて補修工事をする、若しくはその経過観察を引き続き行っているという状況でございます。

それからもう1点、熊野川の濁水についてですが、これも先ほどの台風以来、大雨の後、濁水が発生するわけですが、状況がひどく、かつ、なかなか戻らないという状況になっております。これに対しては、熊野川の両岸の新宮市及び紀宝町の議会の意見書が関係大臣に対して提出をされております。この具体的な対策等につきましては、例えば、この水系につきましては、電源開発株式会社が水利権を持って、ダム等、あるいは水路をつくって発電をしておりますけれども、この運用の改善、特に大雨の後にどのような形で放水をするか、どのタイミングですか、どこまで水をためるかといったようなことの運用の改善等がいろいろ試されております。文化庁といたしましても、引き続き現状の把握等に努め、関係機関等とも連携しながら進めていくことを考えております。

富士山ー信仰の対象と芸術の源泉についてですが、これは昨年、第37回世界遺産委員

会において登録の決議がされました際に、幾つか我が国が更に対応すべきことというものがございます。保存管理計画戦略等を定める必要があるわけがございますけれども、直近の動きといたしましては、この3月26日に4回目になります富士山世界文化遺産協議会におきまして、その骨格となるべき「全体構想（ヴィジョン）」、あるいは来訪者管理等のそれぞれの戦略の方向性が決定をされております。今後、この方向性に基きまして、今年の12月までに同じく協議会におきまして、「ヴィジョン」や、来訪者管理、登山道の保全をどうするかといった戦略を策定しまして、これを受けて保全状況報告書の形に最終的に取りまとめをして、平成28年2月までにユネスコ世界遺産センターに報告書を提出するという予定になっております。

それから2番目といたしまして、3月19日に「美しい富士山を創り守る議員の会」、通称富士山議連が、自由民主党の両県選出の先生方を中心に設立をされております。直近の動きといたしましては、4月16日に第2回目の総会が行われまして、ここでは富士山の世界文化遺産の価値と登録の意義に関して、西村先生にお願いをしてお話を頂いております。

駆け足で恐縮ですが、以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

それでは、この内容につきまして何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

世界遺産というと、常に世界遺産リストに記載するところに関心が集まるんですけど、実は、実際に世界遺産になっているものをいかに保全するかというのは、それ以上に重要な課題でありまして、そのために世界遺産条約ができていっているわけなんですけども、なかなかここに関心が集中しない。しかし、問題は起きているということで、非常に重要な問題だと思っております。いかがでしょうか。どうぞ、小浦委員、お願いします。

【小浦委員】 原爆ドームの耐震補強といった場合、いろんな選択肢が考えられると思いますが、どういう方法がいいかというときの指標としては、例えば、壊れないということが一番重要なのか、形態とか、見え方、今ある形の維持ということが重要になるのか、そういったプライオリティーはどういうふうに考えるのですか。

【西調査官】 よろしいですか。

【西村委員長】 どうぞ。

【西調査官】 当然のことながら、その建物の使われ方もそうですし、あるいはどの部分に価値を置くかということにも密接に関わっております。原爆ドームの場合、今、建物として使っているわけではございませんので、中にいる方の安全性みたいなことを一義的に考える必要はない。ただ、当然、文化財としての価値がどこにあるか、外観が大事、あるいは内部が大事等、いろんなファクターがございます。それぞれ、ある意味では、どの部分に力点を置くかということを慎重に考えて、全てが満たせるとももちろんいいんですが、なかなかそうはいきませんので、そういった優先順位等も考えながら、どういう工法をとるかというのを検討していくことになっております。

【小浦委員】 まだこれから検討するということですね。

【西調査官】 はい。

【小浦委員】 はい、わかりました。

【西村委員長】 ほか、いかがでしょうか。

私もいろんな問題が起きることが情報として入ってくるんですけど、例えば富士山で今、メガソーラーの建設が、止めようがなくて苦慮されている。実際にゴルフ場の跡地に巨大なメガソーラーの計画が進んでいてというようなことがあって、これは恐らくここだけではなくて、例えば国立公園の中や、全体としてこういう問題は起きてくる。特に高い定額の買取り料金が設定されておりますので、ある意味、世界遺産がある象徴的な問題なんですけど、実は全国にこういう問題が出てくるというようなことがあると思うんですね。その意味では、そういう問題をどういうふうに対処するかというのは非常に重要な問題として我々も注視しないといけないと思っています。

一方で、そういう意味で、ここが非常に重要だということで注目を浴びているということで、計画が一步進むという場合もあると思います。例えば先ほどの熊野川の周辺ですけども、私の知っている限りでは、問題もありますけども、熊野川からの景観を、ここはちょうど三重県と和歌山県の県境になっているものですから、両方の県がそれぞれの県の景観条例の中で特別地域のようなものにして、両方協調しながら流域を守っていきこうみたいなことが起きている。これはやはり世界遺産になってから、そういう協調が生まれてくるというようなこともありますので、問題だけではなくていい面もあると思いますので、そういうところもきちんと紹介し、次につなげていっていただくようなことをやっていただけるといいかなと思います。

【西村委員長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 中村です。

今、委員長さんがおっしゃったように、私も紀伊山地のことが非常に気になっておまして、ちょうど大水害に遭う前の半年前か、1年ぐらい前に、訪問したことがありました。特に今おっしゃったように、熊野川は非常に広範囲な、大きな河川ですので、あの河川から水があふれることは、私たちは想像できなかったのです。広範囲にわたる遺跡でもありますし、小さな市町村だけではできないことで、関係省庁、環境省さんも含めて協力してくださっていることに、非常に私としては、大変だろうけれども、世界遺産を保全するために、関係省庁の皆さんが力を合わせるという、世界遺産の本筋がこれから試されると思いました。

【西村委員長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上としたいと思います。

続きまして、議題4、世界遺産暫定一覧表記載資産の準備状況と課題等についてですが、文化庁の方から説明をお願いしたいと思います。

【西調査官】 それでは、引き続き御説明をさせていただきます。

こちらもそれぞれの資産につきまして、自治体から頂いております報告書を資料4-2として御提示をいたしておりますけれども、これをまとめた形で、資料4-1、世界遺産暫定一覧表記載の準備状況と課題等についてという形で取りまとめさせていただきますので、この資料4-1に沿って御報告をさせていただきます。

まず、暫定リストに記載をされております案件、まだ推薦をしていない案件についてでございますけれども、1番目といたしまして、武家の古都・鎌倉でございます。これは、平成24年に推薦書を提出いたしまして、昨年 of イコモス勧告において「不記載」の勧告

を受けて、地元と協議の結果、昨年の世界遺産委員会に際しては審議の取下げを行っております。

こちらにつきましては、今後、どういう形で次の推薦を試みるか、まずどのような価値付け、あるいはコンセプトを考えるかというところから着手をいたしますので、その検討を特に神奈川県・鎌倉市・逗子市・横浜市等を中心に協力しながら進めているところでございます。ですので、まだ具体的にいつ頃の推薦を地元として希望するかという点については、まだ明確にこの年ということはありませんので、検討中という状況でございます。

それから、2番目の彦根城でございます。こちらにつきましては、長い間、どういう形の価値付けをするかという検討をしていただいているところでございますけれども、これもまだ推薦書の形にまとめるという段階には至っておりませんで、その中心となる OUV、あるいは世界遺産の登録基準にどのように適用させるかという検討をしております。緩衝地帯につきましては、何度か線を引いて検討するということはもちろんあるんですが、基本的には検討中という状態で、当然のことながら、資産が確定をしておりますので、包括的保存管理計画についても、まだ策定自体は未着手という状況でございます。

課題でございますけれども、基本的に昨年御報告したと変わっておりません。既に世界遺産に含まれております姫路城とどう差別化をするか、姫路城以外にも国内に似たようなお城がたくさんございますので、その比較検討を経てどういう価値付けをするか、特に単独推薦とするか、そうではない形を模索するか。彦根そのものについて注目をいたしましても、いわゆるお城の周辺にございます城下町部分を資産に含めるか、あるいは緩衝地帯として保全を図るという方向性にするのかということの検討、さらに、もし城下町部分を資産とするのであれば、どのような保全策を持って保全を図るかということの検討が必要かと考えております。

いつ頃の推薦を目途に作業をしているかということにつきましては、今申し上げたような課題をこれからも整理する必要がございますし、また同時に、史跡、いわゆる国内の文化財としての史跡の保存管理計画等につきましても、やはり策定からかなり時間がたっておりますので、その見直し等を進める必要があるということで、まだ推薦時期を、この時期ということまでは固まっていないという状況でございます。

それから3番目、飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群でございます。こちらはまだ推薦書を作成するという準備段階には至っておりませんで、その中核となります OUV、あるいは基準適用の説明文の検討が続けられております。緩衝地帯についても検討中でございますし、包括的管理計画につきましても、まだ策定作業には入っておりません。

課題等につきましては、昨年度に海外の専門家の方をお招きした国際会議等や、地元自治体を中心とした検討の過程で様々な課題が浮かび上がっています。まず1つは、飛鳥・藤原が我々日本人にとって大事であることは疑いもないことでございますけれども、世界遺産としてどういう価値を主張するかということを検討する必要があります。あるいはそれに関連して、様々な類似の資産、あるいは似た観点を持つ資産とどのような比較検討をして、その比較検討を通じてどういうコンセプトを形作っていくかということ、それから、いわゆる想定される遺跡の全体に対しまして、現状ではまだ史跡等の指定範囲が限定的になっているものもかなりございますので、これを追加指定するべきものは当然する。ただし、全体を様々な事情で史跡指定できないということに至った場合には、どういう方策を考え

るかということ、推薦全体として一貫性のある説明ができる形の方針を策定しなくてはならないというものでございます。当然、個別資産の管理計画等については未策定なものがたくさんございますので、これを検討していく必要がございます。

自治体側が考えている推薦時期の目途につきましては、頂いている準備状況報告書では、少なくとも平成 28 年度まではこうした骨子部分の検討を続けると表明されておりますので、それから推薦書等の作成作業を行って、その上で推薦に至る。したがって、推薦時期の希望は未定という状態でございます。

それから、長崎の教会群とキリスト教会関連遺産でございます。昨年も御議論いただきまして、昨年の時点で推薦が可能と御判断を頂いております。準備状況の方に記しましたように、価値付け、あるいは緩衝地帯といったものを含めて推薦書、包括的保存管理計画が完成しております。更に何段階かの見直し、あるいは改善を図った状態でございます。

こちらにつきましては、自治体におきましても、昨年の経緯もございますので、今年度の推薦を希望されているという状況でございます。

それから、5 番目、国立西洋美術館本館、ル・コルビュジエの建築資産でございます。こちらは国際共同推薦ということで経緯も異なりますので、別途、細かい内容は資料 5 としてお付けをしておりますけれども、これまで数年間、日本、フランス、スイス、ベルギー、ドイツ及びアルゼンチンの 6 か国で取り組みを行ってきたわけでございますが、当初含まれていたインドが再び参加をしたいという表明をされまして、これを各国で協議をして、是非受け入れようということになりましたので、現在ではインドを含む 7 か国の共同推薦という形になっております。これは既に世界遺産委員会で二度審議をされておりました、一番最近では、平成 23 年の世界遺産委員会で「記載延期」の決議を受けております。この決議に基づきまして、推薦国側だけでなくイコモスも含め、次どのような形で推薦を考えるべきかという検討が進行中でございます。

作業状況といたしましては、先ほどお話をいたしましたように、7 か国の取り組みになりましたので、全体として主張する価値、あるいはそれと各資産の価値がどう関連をするかといった説明について検討を進めております。

特に日本にあります国立西洋美術館について申し上げますと、課題としては、イコモス勧告に基づく緩衝地帯の J R 上野駅等をどうするかという再検討、あるいは細かい価値付け、あるいは事実関係の最新状況への修正等、様々な作業を引き続き行っているところでございます。こちらにつきましては、フランスの推薦枠を利用するわけでございますけれども、今年度の推薦、次の 2 月に推薦をするということにつきまして、各国の大使が集まって合意に達しております。私どもといたしましても、東京都、台東区、あるいは国立西洋美術館と協力の上で、それに間に合うように作業を進めているという状況でございます。

6 番目、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群でございます。こちらにつきましては、価値の主張をどうするかという大枠はほぼ固まりつつあります。もちろん細かい書きぶり、あるいは実際の資産の説明ぶり等々、様々なものについては、引き続き検討が必要な状況ではございます。

また、緩衝地帯につきましても、大きな考え方についてはほぼ固まりつつございますけれども、その細かな書きぶり、あるいは保全方策等については、さらなる検討が必要という状況でございます。

推薦書につきましては、一旦素案が取りまとめられておりますけれども、その内容について、さらなる検討を続けていく必要があるという状況でございます。

包括的保存管理計画についても、同様の状況でございます。

課題につきましては、まず1番大きなものとしては、主張する価値及び保全状況等を勘案して、資産構成の在り方を変える必要があるか、あるいは変える必要はなかったとしても、それどう説明をするかといったことをいろいろ考えていく必要がある。特に北海道・北東北の今の取り組みの範囲に限る説明が必要で、縄文時代の遺跡は日本全国たくさんございますので、なぜその部分で価値が語れるのかという説明をより強化する必要、あるいはその地域内での構成資産をどう選ぶかということのさらなる検討等が必要な状況でございます。

それから、緩衝地帯につきましては、先ほど大枠の考え方は大分固まってきたと申し上げましたけれども、その裏付けとなります具体的な担保策、管理をどうするかといったことにつきましては、引き続き検討は必要という状況でございます。

それから、こうした遺跡等の資産ですと、ある意味では、課題としてどこでも出てくる問題でございますけれども、その資産の保全に影響を及ぼす可能性のある道路等の開発等々の要因について、どういう見通しを立てるのか、どういう改善を図っていくのか、どういう説明をするのかということについても、さらなる検討が必要という状態でございます。

さらに、一部の資産につきましては、部分的にまだ保全措置が図られていない部分もございまして、これについては引き続き追加指定等を行っていく必要がございます。

こちらにつきましては、昨年に素案を取りまとめ、文化庁に提出している経緯もございまして、自治体の方としては、平成26年、今年度の推薦を御希望されておられます。

それから、7番目、宗像・沖ノ島と関連遺産群でございますが、こちらも、全体としての価値の主張の大枠は固まりつつございますけれども、細かい部分については、まだ検討が必要という状態でございます。

緩衝地帯についても、同様の状況でございます。

推薦書につきましても、こうした素案、骨格を踏まえまして、全体の素案が最近取りまとめられております。

それから、包括的保存管理計画につきましても、素案を取りまとめておりますけれども、当然、内部の詳細については、まだ検討が必要な部分がございます。

課題等につきましては、価値をどう説明するかという部分について、更に検討が必要という状態でございます。特に今、選択されている4つの構成資産が全体のOUVにどのように関連をするのか、賢著な普遍的価値をどのように証明するのかといったあたりを特に強化をしていく必要があるというふうに考えてございます。

また、更に緩衝地帯の具体的な保全についても、更に作業、検討が必要という状態でございます。

こちらにつきましては、こうした形で素案を取りまとめたということもございまして、自治体としては、平成26年の推薦を希望されております。

それから、8番目、金を中心とする佐渡鉱山の遺産群でございますけれども、こちらもどういう主張をするかという全体としての主張についてはかなり固まっておりますけれども、その細かな記述、あるいは説明ぶり等につきましては、なお検討が必要な部分が

ございます。

緩衝地帯についても同じでございますが、全体の考え方については、かなり全体像が見えてまいりましたけれども、細かい書きぶり等、あるいは説明等については検討が必要という状態でございます。

推薦書、あるいは包括的保存管理計画につきましても、素案の形で一旦取りまとめをして、価値の検討等に並行いたしまして、この推薦書の素案等も改善を図っていくという作業状況でございます。

課題につきましては、近代の鉱山は極めて同質性の高いものが世界各地にあるという特殊性もございますので、特に詳細な比較研究を検討していく必要があること、それから、特に町並みの部分を含む資産の一部について、法的担保措置がまだ実際に発動されておられませんので、これを実施に移して具体の管理をやっていくという必要がございます。

それから、これにあわせて、特に金を作って、産出して、それから精練して外へ運び出すという一連の流れ、そのシステムが非常に重要ですので、それがよく分かるような形での資産範囲をもうちょっと模索できないかという検討も必要かと思っております。また、一部の資産につきましては、部分的に指定が終わっていない部分もございますので、これを行う必要があるという状態でございます。

また、管理計画につきましても、それぞれの資産の管理計画を策定する、あるいは改善をする必要があるものもございます。特に佐渡の場合は非常に大規模なコンクリート構造物等もございますので、今後、これをどういう形で保全をしていくかということは非常に重要な観点かと思っております。こちらにつきましては、こういった作業を続けながら、自治体の方としては、平成27年度の推薦を目途として作業をしている状態でございます。

それから、9番目、百舌鳥・古市古墳群でございますが、作業状況といたしましては、全体の価値の大枠自体は固まりつつありますけれども、やはり細かい説明ぶり等についてはさらなる検討が必要という状況でございます。

また、緩衝地帯につきましても、どういう範囲を抑えて、どういう説明するかという大枠は大分固まってまいりましたけれども、その詳細につきましては、さらなる検討が必要という状態でございます。

推薦書、あるいは包括的保存管理計画につきましては、素案をまとめておりますけれども、これまで申し上げました価値付け等の改善に当然並行する形で更に表現、あるいは説明ぶり等の改善を図っていく必要がございます。

課題といたしましては、1つは、基準適用、あるいは OUV の説明等、価値の説明のさらなる検討が必要であります。特に、ものとしては非常に分かりやすい部分がございますけれども、どういう歴史的な背景で、どういう説明をするか等々、いろいろなことを検討していく必要があろうというふうに考えております。もうちょっと細かく申し上げますと、構成資産がいつ頃の時代に造られたのかなど、国内の専門家の間でも若干見解がなかなかまとまらないという部分もございますので、そうしたものを、学説等を踏まえた上で、どういう説明をしていくのかということを中心に検討していく必要があろうと存じます。

さらに、百舌鳥・古市古墳群は非常にたくさんの資産が含まれますので、それがどうして選ばれているのか、どういう価値と関連をするのかということを中心に説明をしていく必要がある。

さらに、かなりの部分は宮内庁が管理をしておりますので、それぞれがきちんと管理されているということは余り問題ないにしても、宮内庁が管理している部分、あるいは自治体が管理している文化財保護法のもとにあるものといったもの、全体としてトータルに管理ができるんだということをきちんと説明をする必要があるという部分、あるいは周濠周堤の保存、法的担保措置の検討、あるいは緩衝地帯のより細かいレベルでの具体的な方策の検討等が必要かと存じます。

こちらにつきましては、自治体側ではこういった作業状況を踏まえて、平成 27 年度に推薦を希望されております。

それから、10 番目、平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群でございますが、既に登録をされておりますけれども、2 回目の推薦の取り組みの際に、推薦から一旦外したのものについて、拡張登録を目指すというものでございます。こちらにつきましては、一旦世界遺産として認められた価値を更に置き換える形で、今度は全体としてどういう価値を主張するかということを詰めなくてはいけませんので、そのための学術研究等を当面 5 年間かけて着実にやっていくという状態でございまして、具体の推薦時期については未定の状況でございます。

それから、暫定リストに載っておりますけれども、既に推薦書を提出している資産についても簡単に状況を御報告いたしますと、富岡製糸場と絹産業遺産群につきましては、昨年のイコモスによる現地調査を終えて、本年の世界遺産委員会において登録の可否が決定される予定です。今年の 2 月 14 日、15 日の大雪に際しまして、各構成資産に被害がございました。その大部分は、いわゆる屋根の瓦が落ちた、あるいはその際に雨樋が傷んだといったものが中心ですので、これは比較的元通りに直すということで、価値等については、まず、全く問題なく早急に着手、終了ができるものでございますけれども、富岡製糸場の乾燥場を中心とする部分と、それともう 1 棟につきましては、建物の躯体そのものに損傷が及んでおりますので、すぐ修復するというわけにはいかずに、きちんと価値を保持しながら修復整備をしていく必要があるというふうに考えております。これは先ほど申し上げましたように、この被害の状況、全体として賢著な普遍的価値には影響ないと我々考えておりますということを、世界遺産センターに文書で通知をいたしております。

それから、2 番目、明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域につきましては、「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」の閣議決定における枠組みに基づきまして、国側の取りまとめとしては、内閣官房地域活性化統合事務局に行っていただきまして、本年 1 月にユネスコへの推薦書を提出しているところでございます。

大変駆け足で分かりにくいところもあったかと思いますが、以上でございます。

【西村委員長】 包括的な御説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容につきまして何か御質問あれば御発言を頂きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。ありませんでしょうか。

はい、どうぞ、佐藤委員。

【佐藤（信）委員】 最初の武家の古都・鎌倉は、イコモスの勧告を受けて審議取下げを行ったというので、これは一度提案したことにはなっていないということなんですか。再び出すまでは少し間を空けなくちゃいけないとか、そういうことは全くない状況な

のかどうかということをお教えください。

【西調査官】 先生御指摘のとおり、特に、いわゆる情報照会の中の3年等、そういった規定はございませんので、また一からという状態でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかに。よろしいですか。

はい、どうぞ、西調査官。

【西調査官】 若干補足をさせていただきますと、先ほどそれぞれの資産について、自治体側の推薦希望年次というのを御報告いたしました。それに基づきまして、先ほど設置されました小委員会によるヒアリング希望の申出があった資産は、長崎の教会群、縄文、沖ノ島、佐渡、百舌鳥・古市という、全体で5件でございます。

【西村委員長】 ということで、5件がヒアリングを御希望されているということですか。何か。よろしいですか。

【中村委員】 よろしいでしょうか。

【西村委員長】 はい、どうぞ、中村委員。

【中村委員】 中村です。

既に提出されている資産なんですけれども、産業革命 九州・山口の件ですけれども、内閣官房地域活性化統合事務局の方でされているわけなんですけれども、文化庁が分かる範囲で、この程度だったら様子が分かっているというようなものがあれば教えてください。

【西村委員長】 どうぞ。

【西調査官】 はい。本件につきましては、ここに書かれているとおりでございまして、今年の1月、ユネスコに対して推薦書が提出されておりました、その現地調査がこの8月、9月に行われるのを待っているというところでございます。

【西村委員長】 どうぞ、清水委員。

【清水委員】 清水です。

関連で、たしか書類審査については3月に終わっているんじゃないかと思いますが、それについては、書類上は受け付けたということでしょうか。

【西村委員長】 どうぞ。

【北山世界文化遺産室長】 ユネスコの世界遺産センターの方で、文書のコンプライトネスチェックというのが終わり、イコモスの方に審査が付託された状況というふうに聞いております。

【清水委員】 はい、分かりました。

【西村委員長】 ということで、書類としては受け付けられたということですね。

ほかは、いかがでしょうか。

あと、大分先のようなことですが、いろんなところの希望が集中してくると、来年とか再来年に、どこを推薦するかというのを決めないといけない時期になってくるわけです。今既に出しているものも、すぐに通ればいいけれども、そうでない場合に、また書類で戻ってきて、それを書き換えてまた出すみたいなことが起きると、その順番をどういうふうに並べ替えるのかという悩ましい問題が起きると思うんですけど、それはどういうふうに整理されていらっしゃるのでしょうか。

【北山世界文化遺産室長】 ユネスコの決議において情報照会とされた案件につきまし

ては、その後、3年以内に追加情報の提出を行わなければいけないということになっておりますが、その際、審査を行う案件については各国1つという、その1つの枠の対象となりますので、その年に何をユネスコ世界遺産委員会において審査いただくのかということについては、その都度決定をしていく必要があるかというふうに考えております。

【西村委員長】　　ということで、また議論をしないとイケないということですね、そうなったときには。

ほかは、いかがでしょうか。

【小浦委員】　　今の、ちょっとよく分からなかったのですが、情報照会になったときに、追加情報を出す。例えば今年そういうことになって、来年出そうと思うと、来年はその案件が1件になっているという理解でよいのですか。

【西村委員長】　　そうです。1件と数えられてしまうので、順番をどういうふうにするのか、また、どこに入れ込むのかというのは、そのとき議論をしていかないといけないということですね。

【北山世界文化遺産室長】　　はい。

【小浦委員】　　なるほど。3年以内であればいつでもいいので、順番を考えなきゃいけないという、そういう議論ですか。

【西村委員長】　　はい、そうです。

【小浦委員】　　分かりました。

【西村委員長】　　岡田委員、お願いします。

【岡田委員】　　この準備状況報告書ですが、これはそれぞれの自治体から提出されたもので、文化庁で手を加えていない文書と考えていいんですね。その上で、個別に余り立ち入るのは適切でないかもしれないですが、飛鳥・藤原でちょっと拝見していて、私の承知している範囲では、これを奈良のエクステンションとして考えてないといけないんじゃないかという意見、かなり重要な問題点ではないかというふうに思うのですが、そのことについてどうも触れられていない、これは地元としては、まだそういうことは文字にはしないというふうな意向なんではないでしょうか。その辺をお願いします。

【西村委員長】　　はい、どうぞ。

【西調査官】　　当然、それぞれの資産につきましてかなりいろいろな検討をされております。大きなことから細かいことまでございますけれども、この準備状況報告書は、3月1日時点の状態で報告をお願いしております。ですので、それぞれ資産によっていろんな事情があつて、議論はしているけれども、全く検討段階ということもあります。大きなものについては、議論を続けているけれども、それぞれの学術委員会であるとか、自治体の方針としての決定を受けてからここに盛り込む。いろいろでございますけど、そういった事情かと思えます。

【西村委員長】　　ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、吉田委員。

【吉田委員】　　今回、小委員会でヒアリングをされる案件についても、価値付や意味付けの方向性についての検討がこれから進むと思うのですが、順位づけというよりは、そういう価値付けや歴史的な意味付けを、どのような形で小委員会で指導されていくのか。資産としての意味を作り上げていくのも、小委員会の役割なのか。そうしたプロセスと

ますか、手続について教えていただきたいと思います。

【西村委員長】 はい、どうぞ。

【西調査官】 いわゆる狭義の手続的な側面と、どういうふうに進めるといふ側面があるかと思うんですが、基本的には、ほとんどというか、全ての自治体で、専門の先生方に御相談をするような委員会、あるいは委員会という形であったり、違ったりしますけども、そういう場をもって中身の検討をしている状態です。ですので、そこでも素案を作るために様々な検討がなされている。こちらの特別委員会、あるいは文化審議会との関係では、先ほど申し上げましたように、ヒアリングで、自治体からの説明に基づいて質問等をして、場合によってはこういった形もあるのではないかとというアドバイスを頂くことも考えております。それを受けて、特別委員会でも御議論を頂くという状況です。

【西村委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議論はここまでにしたいと思っておりますけれども、今年度の今後の検討に当たりましては、今後2年以内の推薦を希望する自治体からの意見聴取を行い、当該意見聴取結果を踏まえて推薦準備状況の審議を行うため、推薦候補選定小委員会を開催することになります。つきましては、小委員会において推薦に向けた準備状況を聴取すべき案件というものがあるわけですが、これは先ほども西調査官からありましたように、自治体から申出がありました5件、すなわち長崎の教会群とキリスト教関連遺産、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群、宗像・沖ノ島と関連遺産群、金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群、百舌鳥・古市古墳群、この5つとしたいというふうに思います。これは自治体側の申出どおりということにしたいと思っております。

本日の審議は以上です。

連絡事項等については、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【北山世界文化遺産室長】 次回の会議については、ユネスコ世界遺産委員会が6月15日から25日にカタールのドーハで行われますが、それが行われた後、7月中にこの特別委員会を開催予定としております。正式な御連絡というのは追って差し上げます。それが1点でございます。

もう1点が、来週、富岡製糸場のイコモス勧告の結果が出てまいります。それが出された後、委員の先生方にはメール等で御連絡を差し上げたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【西村委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。